委員会提案

美　濃　加　茂　市　議　会
第　２　回　臨　時　会　議　案

令和８年１０月２３日

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
議第８３号	新庁舎新体育館建設等特別委員会の設置について	1
議第８４号	議会改革特別委員会の設置について	3

議第８３号

新庁舎新体育館建設等特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和５１年美濃加茂市議会規則第１号）第１４条第２項の規定により提出する。

令和８年１０月２３日提出

議会運営委員会委員長　　森　　弓　子

美濃加茂市議会議長　　山　田　　栄　様

新庁舎新体育館建設等特別委員会の設置について

次のとおり新庁舎新体育館建設等特別委員会を設置する。

記

１　名　　称　新庁舎新体育館建設等特別委員会
２　設置の根拠　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第１項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和５１年美濃加茂市条例第２０号）第５条
３　付議事件　(1) 現庁舎及び現体育館の現状に関すること。
(2) 新庁舎及び新体育館の機能に関すること。
(3) 新庁舎建設及び新体育館建設の時期に関すること。

（4）新庁舎及び新体育館の位置と周辺対策に関すること。
（5）新庁舎及び新体育館に係る経費に関すること。
（6）その他新庁舎及び新体育館の建設に関すること。

４　委員の定数　１６人

５　調査の期間　設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

◎提案理由

　新庁舎及び新体育館建設における諸問題を調査研究し、執行部との協議を通じて新庁舎建設及び新体育館建設に寄与するため、新庁舎新体育館建設等特別委員会を設置するもの。

議第８４号

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和５１年美濃加茂市議会規則第１号）第１４条第２項の規定により提出する。

令和８年１０月２３日提出

議会運営委員会委員長　　森　　弓子

美濃加茂市議会議長　　山　田　　栄　様

議会改革特別委員会の設置について

次のとおり議会改革特別委員会を設置する。

記

１　名　　称　議会改革特別委員会
２　設置の根拠　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第１項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和５１年美濃加茂市条例第２０号）第５条
３　付議事件　(1) 議会改革の推進に関すること。
(2) その他議会の活性化に関すること。
４　委員の定数　１３人

５　調査の期間　設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

◎提案理由

　広く市民の信託に応えるため、目指すべき議会の姿の検討や議会運営の改革推進に向けた調査研究を行うため、議会改革特別委員会を設置するもの。



Walkable City
Minokamo